

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次	ページ
規則	
◎高知県職員被服貸与規則の一部を改正する規則	
(4・1 揭示)	1
◎高知県財産規則の一部を改正する規則	8
訓令	
高知県公営企業局訓令	
高知県教育委員会訓令	
◎高知県産業振興推進本部設置規程	11
(4・1 揭示)	
訓令	
高知県教育委員会訓令	
◎高知県産業振興推進本部設置規程を廃止する訓令	12
(4・1 揭示)	
訓令	
高知県公営企業局訓令	
高知県教育委員会訓令	
高知県警察本部訓令	
高知県監査委員訓令	
◎高知県南海地震対策推進本部設置規程の一部を改正する訓令	12
(4・1 揭示)	
告示	
◎告示（地方自治法第180条の2の規定に基づく知事の権限に属する事務の補助執行）の一部改正	12
(行政管理課)	
(4・1 揭示)	
○包括外部監査契約の締結	12
(")	
◎地方自治法第153条第1項の規定に基づく知事の権限に属する事務の委任	12
(")	
◎地方自治法第180条の2の規定に基づく知事の権限に属する事務の委任（2件）	12
(")	
高知県公安委員会規則	
◎高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	13
(3・31 揭示)	
◎高知県警察定員配分規則の一部を改正する規則	

高知県監査委員訓令	14
◎高知県監査委員事務局の組織に関する規程の一部を改正する訓令	14
(4・1 揭示)	
◎高知県監査委員事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令	14
(")	
高知県人事委員会規則	
◎特勤勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則	14
(3・31 揭示)	
◎県立学校職員の特勤勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則	17
(")	
◎県立学校職員の特勤勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則	18
(")	

規 則

高知県職員被服貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成22年4月1日（揭示済）
高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第27号

高知県職員被服貸与規則の一部を改正する規則

高知県職員被服貸与規則（昭和45年高知県規則第41号）の一部を次のように改正する。

第1条中「要する職員」を「要する職員に限る」に、「に対し、」を「に対する職務の遂行上必要な」に、「を貸与することについて、」を「の貸与及びその管理に関し」に改める。

第2条の見出し中「被服の」を削る。

第3条の見出しを「（貸与の基準等）」に改め、同条第1項中「、貸与する」を「並びに貸与する」に、「別表の」を「別表に定める」に改め、同条第2項中「、被服」を「、当該被服」に、「の満了した」を「が満了した」に、「別表に掲げる被服」を「当該被服」に、「当初」を「当該引き続いて貸与した被服を当初に」に改め、同条第3項中「貸与期間が」を「貸与した被服の貸与期間が」に、「の満了に係る」を「が満了した」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 所属長は、業務の状況又は被服の損耗の程度により適当であると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、当該被服の貸与期間を1年に限り延長することができる。

第4条を削る。

第5条中「職員が」を「職員は、」に、「課の長（出先機関の長を含む。第9条において同じ。）に別記様式による申請書を」を「別記第1号様式による被服貸与申請書を所属長に」に改め、同条を第4条とする。

第6条の見出しを「（着用義務）」に改め、同条中「勤務時間

中（外出の場合を除く。）これを着用するものとする」を「その業務に従事するときは、原則として当該被服を着用しなければならない」に改め、同条を第5条とする。

第7条の見出しを「（管理責任）」に改め、同条第1項中「、被服」を「、当該被服」に、「き損又は汚損したときは、補修、洗たく等」を「き損し、又は汚損したときは、速やかに当該被服の補修、洗濯等」に改め、同条第2項中「、被服」を「、当該被服」に改め、同条を第6条とし、同条の次に次の1条を加える。
（貸与状況の管理）

第7条 所属長は、被服を貸与した職員の職名及び氏名並びに貸与した被服の品目、数量、貸与年月日、返納年月日等を記載した台帳等により被服の貸与の状況を明らかにしておかなければならない。

第10条の見出しを「（委任）」に改め、同条中「貸与」を「貸与及びその管理」に、「事項は、」を「事項は、知事が」に改め、同条を第11条とする。

第9条中「職員は、」を「職員は、当該被服の」に、「該当する」を「該当した」に、「別記様式による返納届を貸与を受けた被服に添えて課の長」を「別記第4号様式による貸与被服返納届を添えて当該被服を所属長」に改め、同条第3号中「課の長」を「所属長」に改め、同条を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加え、同条を第10条とする。

（3）貸与されるべき職務以外の職務に配置換えされたとき。

第8条中「自己の責」を「自己の責め」に、「貸与を受けた被服」を「当該被服」に、「これを」を「その損害を」に改め、同条を第9条とし、同条の前に次の1条を加える。

（き損等の報告及び再貸与）

第8条 被服の貸与を受けた職員は、当該被服をき損し、又は紛失したときは、速やかに別記第2号様式による貸与被服き損（紛失）届により所属長に報告しなければならない。

2 職員は、貸与を受けた被服をき損し、若しくは紛失した場合において被服の再貸与を受けようとするとき又は第10条の規定により返納した被服の再貸与を受けようとするときは、別記第3号様式による被服再貸与申請書を所属長に提出しなければならない。

3 所属長は、前項の規定による申請があった場合において必要があると認めるときは、被服を再貸与することができる。
別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

項	職員の範囲	品目	数量	貸与期間	
1	庁舎の清掃等に従事する職員	作業服（夏）	1	2	
		作業服（冬）	1	1	
2	(1) 県税事務所に勤務する職員（所長及び次長並びに(2)の職員を除く。） (2) 県税事務所に勤務する職員で、納税又は課税関係の業務に従事するもの	作業ズボン	1	2	
		作業ズボン 防寒着	1 1	2 3	
3	危機管理課に勤務する職員で、産業保安業務に従事するもの	作業服	1	2	
		作業靴	1	2	
		雨ガッパ	1	3	
		安全靴	1	4	
4	消防学校に勤務する職員で、教務に従事するもの	制服（夏）	2	3	
		制服（冬）	1	3	
		制帽（夏・冬）	1	3	
		略帽	2	3	
		ネクタイ	1	3	
		手袋	1	2	
		バンド	1	2	
		作業靴	1	2	
		作業服（略帽バンド付き）（夏）	2	3	
		作業服（略帽バンド付き）（冬）	2	3	
		救助服（バンド付き）	1	3	
		安全靴	1	3	
		職員章	1		
		防寒着	1	3	
5	消防防災ヘリコプターに搭乗する職員	(1) 操縦士	制服（夏）	1	4
			制服（冬）	1	4
			制帽（夏・冬）	1	4
			航空靴	1	2
			防寒着	1	3
			飛行服（夏）	1	2
			飛行服（冬）	1	2
			雨ガッパ	1	4

						作業靴	1	4	
						(2) 整備士	制服（夏）	1	4
							制服（冬）	1	4
							制帽（夏・冬）	1	4
							作業服（夏）	2	2
							作業服（冬）	2	2
							整備靴	1	2
							防塵眼鏡	1	2
							防寒着	1	3
						雨ガッパ	1	4	
作業靴	1	4							
(3) 消防隊員	制帽（夏・冬）	1	4						
	救助服（バンド付き）（夏）	2	2						
	救助服（バンド付き）（冬）	2	2						
	安全靴	1	2						
	防塵眼鏡	1	2						
	防寒着	1	2						
6	福祉保健所に勤務する職員（福祉事業の現業業務に直接従事しない職員を除く。）					作業ズボン	1	2	
						防寒着	1	3	
7	医師又は歯科医師	福祉保健所、療育福祉センター又は精神保健福祉センターに勤務する職員	診療衣	2	2				
8	薬剤師	福祉保健所又は療育福祉センターに勤務する職員	予防衣	2	3				
9	栄養士	(1) 福祉保健所に勤務する職員				予防衣	2	3	
						(2) 療育福祉センターに勤務する職員	予防衣	2	2
10	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は聴能言語指導員	(1) 福祉保健所に勤務する職員				看護上衣	2	3	
						ズボン	2	2	
						靴下	2	1	
						看護靴	1	2	

			作業靴	1	2		る職員		安全靴	1	4
19	診療放射線技師又は診療エックス線技師	療育福祉センターに勤務する職員	予防衣	2	2		29 農耕作業又は動物飼育作業に従事する職員	(1) 農業技術センター総務課、農業技術センター果樹試験場、農業大学校(研修課を除く。)又は畜産試験場に勤務する職員	作業服	2	2
20	保育士又は児童指導員	療育福祉センターに勤務する職員で通園業務に従事するもの又は中央児童相談所に勤務する職員	上衣 ズボン 看護靴	2 1 1	2 1 1				作業靴	1	2
									雨ガッパ	1	3
21	希望が丘学園に勤務する職員で、児童の自立支援又は生活支援の業務に従事するもの		上衣 ズボン	2 1	2 1		(2) 農業技術センター山間試験室、農業技術センター茶業試験場又は農業大学校研修課に勤務する職員		作業服	2	2
22	鳥獣対策課に勤務する職員又は林業環境政策課、森づくり推進課、林業改革課、木材産業課若しくは治山林道課に勤務する技術職員(31の項の職員を除く。)		作業服 防寒着 安全靴	1 1 1	2 3 4				作業靴	1	2
									雨ガッパ	1	3
23	企業立地課に勤務する職員で、団地の造成若しくは管理関係又は工業用水関係の業務に従事するもの		作業服 作業靴	1 1	2 2		(3) 農業技術センター山間試験室又は農業技術センター茶業試験場に勤務する職員		防寒着	1	3
24	計量検定所に勤務する職員		作業服 安全靴 防寒着	1 1 1	2 4 3				防寒靴	1	3
25	職業訓練業務に従事する職員(技術系統の科目の訓練業務に従事する職員に限る。)	板金、溶接その他の技術を指導する職員	作業服 帽子 安全靴	2 1 1	2 2 2				家畜保健衛生所に勤務する技術職員	作業服 防寒着	2 1
26	農業振興センター又は病虫害防除所に勤務する技術職員		作業服 作業靴 雨ガッパ 防寒着	1 1 1 1	2 2 3 3		31 森づくり推進課に勤務する技術職員で、県営林事業の業務に従事するもの		作業服	1	2
27	農業振興センターに勤務する職員で、地籍調査、用地又は管理関係の業務に従事するもの		作業服 作業靴 雨ガッパ 防寒着	1 1 1 1	2 2 3 3				作業靴	1	2
									雨ガッパ	1	3
28	工事の設計、監督若しくは建設検査に従事する土木技術職員又は施設の機械設備若しくは電気設備の整備若しくは保守の業務に従事す	農業振興センター、建設検査課又は土木事務所に勤務する職員	作業服(夏) 作業服(冬) 作業靴 雨ガッパ 防寒着	1 1 1 1 1	2 2 2 3 3		32 林業事務所に勤務する技術職員		作業服(夏)	1	2
									作業服(冬)	1	2
									作業靴	1	2
							33 漁業管理課に勤務する職員で、漁船の検認の業務に従事するもの		雨ガッパ	1	3
									防寒着	1	3
									安全靴	1	4
							34 漁業取締船乗組員		作業靴	1	3
									雨ガッパ	1	3
									防寒着	1	3
							30 家畜保健衛生所に勤務する技術職員		作業服	2	2
									防寒着	1	3

		制帽(夏・冬)	1	5
		雨ガッパ	1	3
		作業靴	1	2
		防寒着	1	5
		作業服(夏)	1	2
		作業服(冬)	1	3
35	漁業指導所に勤務する職員又は水産業改良普及業務に従事する職員	作業服	1	2
36	用地対策課、河川課又は土木事務所に勤務する職員で、地籍調査、用地又は管理関係の業務に従事するもの	作業服	1	2
		作業靴	1	2
		雨ガッパ	1	3
		防寒着	1	3
		安全靴	1	4
37	公園下水道課に勤務する職員で、高須浄化センターで業務に従事する技術職員	作業服(夏)	2	2
		作業服(冬)	2	3
		安全靴	1	2
		作業靴	1	2
		防寒着	1	3
		雨ガッパ	1	3
38	営繕工事の現場監督又は建築物の現場検査等の業務に従事する職員	作業服	1	2
		防寒着	1	3
39	港湾施設又は海岸施設の管理業務に従事する職員	作業服(夏)	1	3
		作業服(冬)	1	3
		作業帽	1	5
40	土木事務所に勤務する職員で、道路維持業務に従事する道路整備員	作業服(夏)	2	1
		作業服(冬)	2	2
		作業靴	1	1
		雨ガッパ	1	2
		防寒着	1	3
		安全靴	1	1

- 備考 1 数量の単位は着、個、組又は足と、貸与期間の単位は年とする。
- 2 新規採用職員の作業服については、2着(作業服に(夏)及び(冬)の区別がある場合にあつては、各2着)を限度として貸与することができる。
- 3 作業靴は、ゴム長靴、地下足袋、運動靴その他作業に使用する靴とする。
- 4 作業服については、上衣及びズボンを原則とするが、ズボン2着又は上衣2着の組合せとすることができる。

別記様式を次のように改める。

別記

第1号様式（第4条関係）

被服貸与申請書

年 月 日

所属長 様

申請者 所属
職名
氏名 ㊟

下記のとおり被服の貸与を受けたいので、高知県職員被服貸与規則第4条の規定により申請します。

記

品目	規格	数量	貸与の申請事由

※処理欄

上記のとおり申請がありましたので、被服を貸与してよろしいでしょうか。

所属長				担当
貸与年月日	年 月 日	申請者受領印		
台帳記載年月日	年 月 日			

第2号様式（第8条関係）

貸与被服き損（紛失）届

年 月 日

所属長 様

届出者 所属
職名
氏名 ㊟

下記のとおり貸与を受けた被服をき損した（紛失した）ので、高知県職員被服貸与規則第8条第1項の規定により報告します。

記

品目	規格	数量	き損の程度及び理由又は紛失の理由

第3号様式 (第8条関係)

被服再貸与申請書

年 月 日

所属長 様

申請者 所属
職名
氏名 ⑩

下記のとおり被服の再貸与を受けたいので、高知県職員被服貸与規則第8条第2項の規定により申請します。

記

品目	規格	数量	再貸与の申請事由

※処理欄

上記のとおり申請がありましたので、被服を再貸与してよろしいでしょうか。

所属長				担当
再貸与年月日	年 月 日	申請者受領印		
台帳記載年月日	年 月 日			

第4号様式 (第10条関係)

貸与被服返納届

年 月 日

所属長 様

届出者 所属
職名
氏名 ⑩

高知県職員被服貸与規則第10条の規定により、下記のとおり貸与を受けた被服を返納します。

記

品目	規格	数量	返納の理由

※処理欄

上記のとおり届出がありましたので、返納された被服を受領してよろしいでしょうか。

所属長				担当
返納年月日	年 月 日	担当受領印		
台帳記載年月日	年 月 日			

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の高知県職員被服貸与規則の規定により貸与している被服については、なお従前の例による。



高知県財産規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成22年4月1日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第28号

高知県財産規則の一部を改正する規則

高知県財産規則（昭和39年高知県規則第19号）の一部を次のように改正する。

第117条ただし書中「又は」を「若しくは」に、「明らかにされる場合」を「明らかにされている場合又は電子計算機によって記録されたもので債務者個々の債権の現在額が明らかにされている場合」に改める。

第123条第1項を次のように改める。

歳入金として総額を調定する債権で当該年度内に納付等により消滅することが見込まれるもの（履行期限までに納付されなかった債権を除く。）その他知事が指定した債権については、第114条の規定による債権確認書の作成及び第116条の規定による債権発生通知書による債権管理者への通知を省略することができる。

第125条に次の1項を加える。

3 滞納処分を受けた職員は、その職務を行う場合は、前項の税外収入金滞納処分証を携帯し、関係者から請求があったときには、これを提示しなければならない。

第126条中「処置」を「措置」に改め、同条に次の3項を加える。

2 債権管理者は、必要があると認めるときは、その事務を補助させるため、徴収職員を置くことができる。

3 徴収職員は、債権管理者が命ずるものとし、別記第22号様式の2による税外収入金徴収職員証の交付をもって行う。

4 徴収職員は、その職務を行う場合は、前項の税外収入金徴収職員証を携帯し、関係者から請求があったときには、これを提示しなければならない。

別記第16号様式付表を次のように改める。

（付表）

債務者住所 氏名	債権金額	担保又は保 証人	履行区分		歳入の調定		差引き差額
			履行期 限	金額	管理簿 番号	年月日	

備考 この様式により難しいものは、適当な様式とする。

別記第22号様式を次のように改める。

第22号様式（第125条関係）

写真はり付け箇所	第 号 税外収入金滞納処分証 所属 職名 氏名 年 月 日生 有効期限 年 月 日
上記の者は、地方自治法第231条の3第3項の規定に基づき地方税の滞納処分の例により処分をする職員であることを証明します。 年 月 日交付	
高知県知事 印	

（裏面）

地方自治法（抜粋）
 （督促、滞納処分等）

第231条の3 分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。

2 略

3 普通地方公共団体の長は、分担金、加入金、過料又は法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入につき第1項の規定による督促を受けた者が同項の規定により指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、当該歳入並びに当該歳入に係る前項の手数料及び延滞金について、地方税の滞納処分の例により処分することができる。この場合におけるこれらの徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

4～11 略

高知県財産規則（抜粋）
 （強制徴収債権の強制徴収等）

第125条 知事又はその委任を受けた職員は、法第231条の3第3項に規定された債権及び他の法令の規定に基づき国税又は地方税の滞納処分の例により処分することができるものとされた債権（以下「強制徴収債権」という。）について、前条の規定又はその他の法令の規定により発付した督促状の指定期限までにその全部又は一部を納付しない者があるときは、滞納処分を行わなければならない。

2 滞納処分の委任は、別記第22号様式による税外収入金滞納処分証の交付をもって行う。

3 滞納処分の委任を受けた職員は、その職務を行う場合は、前項の税外収入金滞納処分証を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

備考 この証明書の大きさは、原則として縦5.5センチメートル、横3.5センチメートルとし、写真の大きさは、原則として縦4センチメートル、横3センチメートルとする。

別記第22号様式の次に次の1様式を加える。

第22号様式の2（第126条関係）

写真はり付け箇所	第 号
	税外収入金徴収職員証
	所属 職名 氏名
	年 月 日生
	有効期限 年 月 日
<p>上記の者は、地方自治法施行令第171条の2の規定による同条各号に掲げる措置に係る事務を補助する職員であることを証明します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日交付</p> <p style="text-align: right;">債権管理者 印</p>	

（裏面）

地方自治法施行令（抜粋）
（強制執行等）

第171条の2 普通地方公共団体の長は、債権（地方自治法第231条の3第3項に規定する歳入に係る債権（以下「強制徴収により徴収する債権」という。）を除く。）について、地方自治法第231条の3第1項又は前条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第171条の5の措置をとる場合又は第171条の6の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

- (1) 担保の付されている債権（保証人の保証がある債権を含む。）については、当該債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続をとり、又は保証人に対して履行を請求すること。
- (2) 債務名義のある債権（次号の措置により債務名義を取得したものを含む。）については、強制執行の手続をとること。
- (3) 前2号に該当しない債権（第1号に該当する債権で同号の措置をとつてなお履行されないものを含む。）については、訴訟手続（非訟事件の手続を含む。）により履行を請求すること。

高知県財産規則（抜粋）
（強制徴収債権以外の債権の強制執行等）

第126条 債権管理者は、その所掌に属する強制徴収債権以外の債権（法第240条第4項に規定する債権を除く。以下同じ。）について、第124条の規定による督促状の指定期限までにその全部又は一部を納付しない者があるときは、当該指定期限後3月以内に政令第171条の2の規定による強制執行等の措置をとらなければならない。

- 2 債権管理者は、必要があると認めるときは、その事務を補助させるため、徴収職員を置くことができる。
- 3 徴収職員は、債権管理者が命ずるものとし、別記第22号様式の2による税外収入金徴収職員証の交付をもって行う。
- 4 徴収職員は、その職務を行う場合は、前項の税外収入金徴収職員証を携帯し、関係者から請求があったときには、これを提示しなければならない。

備考 この証明書の大きさは、原則として縦5.5センチメートル、横8.5センチメートルとし、写真の大きさは、原則として縦4センチメートル、横3センチメートルとする。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

訓 令
公 営 企 業 局 訓 令
教 育 委 員 会 訓 令

高知県訓令第4号
高知県公営企業局訓令第4号
高知県教育委員会訓令第5号

本 庁
各 出 先 機 関
公 営 企 業 局 本 局
公 営 企 業 局 各 事 業 所
公 営 企 業 局 各 病 院
教 育 委 員 会 事 務 局
教 育 委 員 会 事 務 局 各 事 務 所

高知県産業振興推進本部設置規程を次のように定める。

平成22年4月1日（掲示済）

高知県知事 尾崎 正直
高知県公営企業局長 長瀬 順一
高知県教育委員会委員長 河田 耕一

高知県産業振興推進本部設置規程
(設置)

第1条 県経済に活力を取り戻し、将来に一層の希望を持って暮らすことのできる高知県づくりを目指して、県民と協働して取り組む高知県産業振興計画をはじめ、実効ある産業振興を関係部局の連携のもとで推進するため、高知県産業振興推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。
(構成)

第2条 推進本部の構成員は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本部長
 - (2) 副本部長
 - (3) 本部長次
 - (4) 本部長
 - (5) 第6条第4項に規定する地域本部長
- 2 本部長は、知事をもって充てる。
3 副本部長は、副知事をもって充てる。
4 本部長次は、産業振興推進部長をもって充てる。
5 本部長は、理事（交通運輸政策担当）、総務部長、文化生活部長、商工労働部長、観光振興部長、農業振興部長、林業振興・環境部長、水産振興部長、土木部長、教育長及び公営企業局長をもって充てる。ただし、本部長が必要があると認めるときは、他の理事又は部局長を本部長とすることができる。
(職務)

第3条 本部長は、推進本部を代表し、その事務を統括する。
2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
3 本部長次は、本部長の命を受け、推進本部の連絡調整に関する事務その他特命に係る事務を処理する。
4 本部長及び地域本部長は、本部長の命を受け、それぞれの職務に応じて推進本部の事務に参画するものとする。
(所掌事務)

第4条 推進本部は、次に掲げる事務を所掌する。
(1) 高知県産業振興計画の推進及び見直しに関すること。
(2) 産業振興の検討及び推進に関すること。
(3) 前2号に掲げるもののほか、産業振興に関連する重要事項に関すること。
(幹事会)

第5条 推進本部の活動を補佐するため、推進本部の下に幹事会を設置する。
2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって構成する。
3 幹事長は、産業振興推進部副部長（2人以上あるときは、本部長が指定した者とする。）をもって充てる。
4 幹事は、総務部政策企画課長、文化生活部資源・エネルギー課長、産業振興推進部計画推進課長、産業振興推進部地産地消・外商課長、産業振興推進部地域づくり支援課長、産業振興推進部運輸政策課長、商工労働部商工政策課長、観光振興部観光政策課長、農業振興部農業政策課長、林業振興・環境部林業環境政策課長、水産振興部水産政策課長、土木部土木企画課長、教育委員会事務局教育政策課長及び公営企業局電気工水課長をもって充てる。ただし、本部長が必要があると認めるときは、他の課長を幹事とすることができる。
(産業振興推進地域本部)

第6条 推進本部の活動を近隣の市町村を地域単位として総合的に推進するため、推進本部の下に産業振興推進地域本部（以下この条において「地域本部」という。）を設置する。
2 地域本部は、次に掲げるとおりとする。

名称	対象地域
産業振興推進高知市地域本部	高知市
産業振興推進安芸地域本部	室戸市 安芸市 東洋町 奈半利町 田野町 安田町 北川村 馬路村 芸西村
産業振興推進物部川地域本部	南国市 香南市 香美市

産業振興推進嶺北地域本部	本山町 大豊町 土佐町 大川村
産業振興推進仁淀川地域本部	土佐市 いの町 仁淀川町 佐川町 越知町 日高村
産業振興推進高幡地域本部	須崎市 中土佐町 禰原町 津野町 四万十町
産業振興推進幡多地域本部	宿毛市 土佐清水市 四万十市 大月町 三原村 黒潮町

- 3 地域本部は、地域本部長及び地域本部員をもって構成する。
- 4 地域本部長は、当該対象地域を担当する地域産業振興監をもって充て、当該対象地域における産業振興計画の推進を統括する。
- 5 地域本部員は、次に掲げる者をもって充て、地域本部長の命を受け、それぞれの職務に応じて地域本部の事務に参画するものとする。ただし、地域本部長が必要があると認めるときは、他の者を地域本部員とすることができる。
(1) 当該対象地域を所管する農業振興センター所長及び農業改良普及所長、家畜保健衛生所長及び支所長、林業事務所長及び林業振興事務所長並びに漁業指導所長のうち、地域本部長が指名する者
(2) 商工労働部商工政策課長及び観光振興部観光政策課長
(3) 当該対象地域を担当する地域支援企画員（総括）（事務局）

第7条 推進本部の事務を処理するため、推進本部に事務局を置く。
2 事務局に事務局長、事務局次長及び事務局職員を置く。
3 事務局長は、産業振興推進部計画推進課長をもって充てる。
4 事務局次長は、産業振興推進部計画推進課長補佐（2人以上あるときは、本部長が指定した者とする。）をもって充てる。
5 事務局職員は、産業振興推進部計画推進課の職員をもって充てる。
(雑則)

第8条 この訓令に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則
この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

訓 令
教 育 委 員 会 訓 令

高知県訓令第5号
高知県教育委員会訓令第6号

本 庁
各 出 先 機 関
教 育 委 員 会 事 務 局
教 育 委 員 会 事 務 局 各 事 務 所

高知県産業振興推進本部設置規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成22年4月1日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直
高知県教育委員会委員長 河田 耕一

高知県産業振興推進本部設置規程を廃止する訓令

高知県産業振興推進本部設置規程（平成21年4月高知県訓令第5号
員会訓令第10号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

訓 令
公 営 企 業 局 訓 令
教 育 委 員 会 訓 令
警 察 本 部 訓 令
監 査 委 員 訓 令

高知県訓令第6号
高知県公営企業局訓令第5号
高知県教育委員会訓令第7号
高知県警察本部訓令第9号
高知県監査委員訓令第2号

本 庁
各 出 先 機 関
公 営 企 業 局 本 局
公 営 企 業 局 各 事 業 所
公 営 企 業 局 各 病 院
教 育 委 員 会 事 務 局
教 育 委 員 会 事 務 局 各 事 務 所
警 察 本 部
警 察 署
監 査 委 員 事 務 局

高知県南海地震対策推進本部設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年4月1日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直
高知県公営企業局長 長瀬 順一

高知県教育委員会委員長 河田 耕一
高知県警察本部長 北村 博文
高知県代表監査委員 奴田原 訂
高知県南海地震対策推進本部設置規程の一部を改正する訓令

高知県訓
高知県公
高知県教
高知県警
高知県監
高知県南海地震対策推進本部設置規程（平成19年4月高知県訓令第17号
営企業局訓令第8号
育委員会訓令第10号
察本部訓令第20号
査委員訓令第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「理事（医療センター担当）」を削る。
別表第2中
「総務部政策企画課長」を
「総務部政策企画課長
総務部政策企画課企画監（政策推進担当）」
に、「農業振興部農政企画課長」を「農業振興部農業政策課長」
に、「会計管理局会計企画課長」を「会計管理局会計管理課長」
に、「公営企業局総務課長」を「公営企業局県立病院課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

告 示

高知県告示第221号

平成21年4月高知県告示第285号（地方自治法第180条の2の規定に基づく知事の権限に属する事務の補助執行）の一部を次のように改正する。

平成22年4月1日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

1の(1)を削り、1の(2)中「法第6条の2第7項」を「児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の2第7項」に改め、1の(2)を1の(1)とし、1に次のように加える。

(2) 法第6条の2第9項に規定する家庭的保育事業の実施に係る次に掲げる事務

- ア 事業の開始に係る届出、当該届出事項の変更の届出並びに事業の廃止及び休止の届出の受理（法第34条の14）
- イ 事業を行う市町村からの報告の徴収及び関係者に対する

- 質問（法第34条の16第1項）
- ウ 事業を行う市町村に対する措置命令（法第34条の16第3項）
- エ 事業を行う市町村に対する事業の制限及び停止の命令（法第34条の16第4項）

高知県告示第222号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の27第2項に規定する包括外部監査契約を締結したので、同法第252条の36第5項の規定により次のとおり告示する。

平成22年4月1日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

- 1 包括外部監査契約の期間の始期
平成22年4月1日
- 2 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法
監査に要する費用の額は、次に掲げる費用を合算したものとし、1,300万円をもって上限とする。
(1) 基本費用 400万円
(2) 執務費用 基本執務費用及び外部監査人補助者執務追加費用を合算した額
(3) 実費 旅費、関係人出頭費用及び諸費用を合算した額
- 3 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所
氏名 小野 和男
住所 高知市中万々292番地8
- 4 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法
監査の結果に関する報告書が提出された後に支払う。ただし、必要があると認めるときは、概算払及び前金払をする。

高知県告示第223号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務を次のとおり委任する。

平成22年4月1日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

- 1 委任する事務
平成22年度における子ども手当の支給に関する法律（平成22年法律第19号）第16条の規定により知事の権限に属することとなる事務のうち、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年高知県条例第49号）第2条第1項に規定する職員に係るもの
- 2 委任する相手方
高知県公営企業局長
- 3 委任する年月日
平成22年4月1日

高知県告示第224号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づ

き、知事の権限に属する事務を次のとおり委任する。
平成22年4月1日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

1 委任する事務

平成22年度における子ども手当の支給に関する法律（平成22年法律第19号）第16条第1項の規定によって読み替えられる同法第6条の認定に関する事務のうち、公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第37号）第2条に規定する職員（同条第1項第2号に規定する技能職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和32年高知県条例第56号）の適用を受ける者を含む。）に係るもの

2 委任する相手方

高知県教育長

3 委任する年月日

平成22年4月1日

高知県告示第225号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき、知事の権限に属する事務を次のとおり委任する。

平成22年4月1日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

1 委任する事務

平成22年度における子ども手当の支給に関する法律（平成22年法律第19号）第16条第1項の規定によって読み替えられる同法第6条の認定に関する事務のうち、警察職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第15号）第2条に規定する職員に係るもの

2 委任する相手方

高知県警察本部長

3 委任する年月日

平成22年4月1日

公安委員会規則

高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日（揭示済）

高知県公安委員会委員長 竹内 克之

高知県公安委員会規則第4号

高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

高知県道路交通法施行細則（昭和35年高知県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号に掲げる運転免許に関する申請又は届出は、住所地以外を管轄する署長（当該各号に掲げる署長を除く。）を経由して行うことができる。

（1）法第94条第1項の規定による免許証の記載事項の変更の届出 いの署長

（2）法第92条の2第1項の表備考一の2に規定する優良運転者（次項第6号において「優良運転者」という。）による法第101条第1項の規定による免許証の更新の申請 高知、高知南及びいの各署長

第1条第2項中「及びいの」を「又はいの」に、「届出」を「届出（高知又は高知南の各警察署の管轄区域内に住所地を有する者にあつては、第3号に掲げる届出を除く。）」に改め、第8号を第9号とし、第3号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

（3）法第94条第1項の規定による免許証の記載事項の変更の届出

第6条第2項中「第49条の2第5項」を「第49条の5」に改める。

別表第1の12及び13の項中「時間制限駐車区間」を「時間制限駐車区間（高齢運転者等専用時間制限駐車区間を含む。）」に改め、同表の付表中

ヒト免疫不全ウイルスによる 免疫機能障害	1級から3級までの各級（4級）	
-------------------------	-----------------	--

を

ヒト免疫不全ウイルスによる 免疫機能障害	1級から3級までの各級（4級）	
肝臓機能障害	1級から3級までの各級	特別項症から第三項症までの各項症

に改める。

附 則

この規則中第1条及び別表第1の付表の改正規定は平成22年4月1日から、その他の改正規定は同月19日から施行する。

高知県警察定員配分規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年4月1日（揭示済）

高知県公安委員会委員長 竹内 克之

高知県公安委員会規則第5号

高知県警察定員配分規則の一部を改正する規則

高知県警察定員配分規則（昭和37年高知県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表中「296」を「298」に、「433」を「435」に、「86」を「94」に、「363」を「356」に、「449」を「450」に、「77」を「83」に、「387」を「382」に、「464」を「465」に、「434」を「448」に、「1,140」を「1,130」に、「1,574」を「1,578」に、「200」を「202」に、「114」を「112」に、「634」を「650」に、「1,254」を「1,242」に、「1,888」を「1,892」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

監 査 委 員 訓 令

高知県監査委員訓令第3号

監査委員事務局

高知県監査委員事務局の組織に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年4月1日（揭示済）

高知県代表監査委員 奴田原 訂

高知県監査委員事務局の組織に関する規程の一部を改正する訓令

高知県監査委員事務局の組織に関する規程（昭和50年3月高知県監査委員訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第3条中

「主事」

を

「主事

技師」

に改める。

第4条第7項中「主幹」を「主幹、主査、主事及び技師」に改め、同条第8項及び第9項を削る。

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

高知県監査委員訓令第4号

監査委員事務局

高知県監査委員事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令を次

のように定める。

平成22年4月1日（揭示済）

高知県代表監査委員 奴田原 訂

高知県監査委員事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令

高知県監査委員事務局事務決裁規程（昭和50年3月高知県監査委員訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「委任、」を削る。

第2条を削る。

第3条第2号中「（扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当及び児童手当の認定に関するものを除く。）」を削り、同条第3号中「高知県監査委員事務局次長（以下「次長」という。）を「事務局長」に、「及び休日の代休日の指定」を「、休日の代休日の指定及び6日未満の休暇」に改め、同条第4号を削り、同条第5号を同条第4号とし、同条第6号中「事務局長」を「事務局長の7日以内」に改め、同号を同条第5号とし、同条第7号中「支出負担行為並びに」を「支出負担行為（経費支出何を含む。以下同じ。）並びに」に改め、同号を同条第6号とし、同条第8号から第11号までを1号ずつ繰り上げ、同条を第2条とする。

第4条中「次長」を「高知県監査委員事務局次長（以下「次長」という。）」に改め、同条第1号を削り、同条第2号中「監査監」を「次長」に改め、同号を同条第1号とし、同条第3号から第10号までを1号ずつ繰り上げ、同条を第3条とする。

第4条の2第1項第1号中「。次号において同じ」を削り、同項第2号中「職員」を「職員（事務局長及び次長を除く。次号において同じ。）」に改め、同項第3号中「（事務局長及び次長を除く。）」を削り、同項第8号中「第9号」を「第10号」に改め、同条を第4条とする。

第5条の見出し中「委任及び」を削り、同条第1項中「受任者又は」を削る。

第6条の見出し中「委任事項及び」を削り、同条中「受任者又は」及び「委任を受けた事務又は」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

（高知県監査委員事務局処務規程の一部改正）

2 高知県監査委員事務局処務規程（平成15年4月高知県監査委員訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「委任を受け、又は」を削る。

人 事 委 員 会 規 則

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日（揭示済）

高知県人事委員会委員長 起塚 昌明

高知県人事委員会規則第15号

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特地勤務手当等に関する規則（昭和45年高知県人事委員会規則第30号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第2号中「警察職員の条例第12条第4項」を「警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年高知県条例第47号）第13条第1項第3号」に改める。

別表を次のように改める。

別表第1(第1条、第2条関係)

所在地	公署名	級別区分
室戸市佐喜浜町1616-3	室戸警察署佐喜浜駐在所	2級
室戸市室戸岬町7156	海洋深層水研究所	2級
宿毛市橋上町橋上1030-2	宿毛警察署橋上駐在所	1級
土佐清水市三崎浦一丁目7-33	清水警察署三崎駐在所	1級
土佐清水市下川口984-1	清水警察署下川口駐在所	2級
土佐清水市足摺岬478-1	清水警察署足摺岬駐在所	2級
四万十市川登300	中村警察署川登駐在所	2級
安芸郡東洋町白浜140-3	室戸警察署甲浦駐在所	2級
安芸郡東洋町野根丙1675-1	室戸警察署野根駐在所	2級
安芸郡馬路村馬路443	馬路村役場	2級
安芸郡馬路村馬路2197-1	安芸警察署馬路駐在所	2級
土佐郡大川村小松85-2	本山警察署小松駐在所	3級
吾川郡いの町長沢38-3	いの警察署長沢駐在所	3級
吾川郡いの町長沢123-12	地域づくり支援課員駐在支所	3級
吾川郡仁淀川町森2792	農業技術センター茶業試験場	2級
吾川郡仁淀川町森2555-1	佐川警察署仁淀駐在所	2級
吾川郡仁淀川町名野川423-2	佐川警察署名野川駐在所	2級
高岡郡中土佐町大野見奈路482	須崎警察署大野見駐在所	2級
高岡郡構原町構原1444-1	地域づくり支援課員駐在支所	2級
高岡郡構原町構原1629-1	西部家畜保健衛生所構原支所	2級
高岡郡構原町構原1389	須崎警察署構原駐在所	2級

高岡郡津野町力石2880	須崎警察署東津野駐在所	2級
高岡郡四万十町大正380	地域づくり支援課員駐在支所	1級
高岡郡四万十町大正310-1	窪川警察署大正駐在所	1級
高岡郡四万十町十川151-1	地域づくり支援課員駐在所	2級
高岡郡四万十町十川25-5	窪川警察署十川駐在所	2級
高岡郡四万十町興津2333-5	窪川警察署興津駐在所	2級
幡多郡三原村来栖野346	三原村役場	1級
幡多郡三原村柚ノ木13-3	宿毛警察署三原駐在所	1級
幡多郡黒潮町拳ノ川1769	中村警察署拳ノ川駐在所	2級

備考 市町村の管理する施設にあっては、職員が地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17第1項の規定により当該市町村に派遣された場合に限る。

別表第2（第1条関係）

所在地	公署名
四万十市西土佐江川崎247-3	中村警察署江川崎駐在所
長岡郡大豊町黒石343-1	地域づくり支援課員駐在所
長岡郡大豊町中村大王3523-7	農業技術センター山間試験室
吾川郡いの町上八川甲1912-5	いの警察署上八川駐在所
幡多郡大月町弘見2230	地域づくり支援課員駐在所
幡多郡大月町弘見2106-30	宿毛警察署弘見駐在所
幡多郡大月町口目塚101-12	宿毛警察署姫ノ井駐在所

備考 市町村の管理する施設にあっては、職員が地方自治法第252条の17第1項の規定により当該市町村に派遣された場合に限る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日においてこの規則による改正前の特地勤務手当等に関する規則（以下「改正前の規則」という。）の規定により特地勤務手当の支給を受けていた職員で、この規則による改正後の特地勤務手当等に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定による特地勤務手当の月額（以下この項において「改正後の手当の月額」という。）が施行日の前日における改正前の規則の規定による特地勤務手当の月額（以下この項において「改正前の手当の月額」という。）に達しないこととなるもの（改正後の規則の規定による特地勤務手当の支給を受けないこととなる者を含む。）については、改正後の規則の規定にかかわらず、施行日以後当該職員が施行日の前日に勤務していた公署に引き続き勤務する場合（当該公署の移転があった場合を除く。）においては、改正後の手当の月額が当該職員に係る改正前の手当の月額に達するまでの間（改正後の規則の規定による特地勤務手当の支給を受けない者にあつては、施行日以後）、当該改正前の手当の月額に相当する額の特地勤務手当を支給する。

3 前項に規定する職員のうち、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。次項において「育児短時間勤務職員等」という。）にあつては、改正後の規則の規定にかかわらず、施行日以後当該職員が施行日の前日に勤務していた公署に引き続き勤務する場合（当該公署の移転があった場合を除く。）においては、改正後の規則第2条第2項各号に定める日に受けていた当該職員の給料の月額に職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年高知県条例第45号）第3条第2項の規定により定められた当該職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数又は警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年高知県条例第47号）第3条第2項の規定により定められた当該職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額及び扶養手当の月額の合計額の2分の1に相当する額と施行日の前日に受けていた当該職員の給料の月額に算出率を乗じて得た額及び扶養手当の月額の合計額の2分の1に相当する額とを合算した額を改正前の規則第2条第1項の特地勤務手当基礎額として改正前の規則の規定により算定した額（その額が施行日の前日に受けていた給料の月額に算出率を乗じて得た額及び扶養手当の月額の合計額に100分の25を乗じて得た額を超えるときは、当該額）に相当する額の特地勤務手当を支給する。

4 施行日の前日において改正前の規則の規定により特勤手当に準ずる手当の支給を受けていた職員で、改正後の規則の規定による特勤手当に準ずる手当の月額が施行日の前日における改正前の規則の規定による特勤手当に準ずる手当の月額に達しないこととなるもの（改正後の規則の規定による特勤手当に準ずる手当の支給を受けないこととなる者を含む。）に対する特勤手当に準ずる手当の支給については、施行日以後当該職員が施行日の前日に勤務していた公署に引き続き勤務する場合（当該公署の移転があった場合を除く。）においては、改正後の規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。この場合における育児短時間勤務職員等に対する特勤手当に準ずる手当の支給については、同日におけるその者の給料の月額に算出率を乗じて得た額及び扶養手当の月額の合計額を基礎として算定されるものとする。



県立学校職員の特勤手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日（揭示済）

高知県人事委員会委員長 起塚 昌明

高知県人事委員会規則第16号

県立学校職員の特勤手当等に関する規則の一部を改正する規則

県立学校職員の特勤手当等に関する規則（昭和50年高知県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表第1（第2条、第3条関係）

所在地	県立学校名	級別区分
四万十市西土佐津野川223-2	中村高等学校西土佐分校	2級
吾川郡仁淀川町大渡183	仁淀高等学校	2級
高岡郡檮原町檮原1262	檮原高等学校	2級
高岡郡四万十町大正590-1	四万十高等学校	1級

別表第2（第2条関係）

所在地	県立学校名
吾川郡いの町上八川甲2075-1	高知追手前高等学校吾北分校
幡多郡大月町弘見4098	宿毛高等学校大月分校

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日においてこの規則による改正前の県立学校職員の特地勤務手当等に関する規則（以下「改正前の規則」という。）の規定により特地勤務手当の支給を受けていた職員で、この規則による改正後の県立学校職員の特地勤務手当等に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定による特地勤務手当の月額（以下この項において「改正後の手当の月額」という。）が施行日の前日における改正前の規則の規定による特地勤務手当の月額（以下この項において「改正前の手当の月額」という。）に達しないこととなるもの（改正後の規則の規定による特地勤務手当の支給を受けないこととなる者を含む。）については、改正後の規則の規定にかかわらず、施行日以後当該職員が施行日の前日に勤務していた県立学校に引き続き勤務する場合（当該県立学校の移転があった場合を除く。）においては、改正後の手当の月額が改正前の手当の月額に達するまでの間（改正後の規則の規定による特地勤務手当の支給を受けない者にあつては、施行日以後）、当該改正前の手当の月額に相当する額の特地勤務手当を支給する。
- 3 前項に規定する職員のうち、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。次項において「育児短時間勤務職員等」という。）にあつては、改正後の規則の規定にかかわらず、施行日以後当該職員が施行日の前日に勤務していた県立学校に引き続き勤務する場合（当該県立学校の移転があった場合を除く。）においては、改正後の規則第3条第2項各号に定める日に受けていた当該職員の給料の月額に公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年高知県条例第46号）第3条第2項の規定により定められた当該職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額及び扶養手当の月額の合計額の2分の1に相当する額と施行日の前日に受けていた当該職員の給料の月額に算出率を乗じて得た額及び扶養手当の月額の合計額の2分の1に相当する額とを合算した額を改正前の規則第3条第1項の特地勤務手当基礎額として改正前の規則の規定により算定した額（その額が施行日の前日に受けていた給料の月額に算出率を乗じて得た額及び扶養手当の月額の合計額に100分の25を乗じて得た額を超えるときは、当該額）に相当する額の特地勤務手当を支給する。
- 4 施行日の前日において改正前の規則の規定により特地勤務手当に準ずる手当の支給を受けていた職員で、改正後の規則の規

定による特地勤務手当に準ずる手当の月額が施行日の前日における改正前の規則の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額に達しないこととなるもの（改正後の規則の規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給を受けないこととなる者を含む。）に対する特地勤務手当に準ずる手当の支給については、施行日以後当該職員が施行日の前日に勤務していた県立学校に引き続き勤務する場合（当該県立学校の移転があった場合を除く。）においては、改正後の規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。この場合における育児短時間勤務職員等に対する特地勤務手当に準ずる手当の支給については、同日におけるその者の給料の月額に算出率を乗じて得た額及び扶養手当の月額の合計額を基礎として算定されるものとする。

県立学校職員の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日（揭示済）

高知県人事委員会委員長 起塚 昌明

高知県人事委員会規則第17号**県立学校職員の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則**

県立学校職員の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則（平成14年高知県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「その額」を「改正後の規則第3条第2項各号に定める日に受けていたその者の給料の月額」に、「（次項において）」を「（以下）」に、「得た額」を「得た額及び扶養手当の月額の合計額の2分の1に相当する額と施行日の前日に受けていたその者の給料の月額に算出率を乗じて得た額及び扶養手当の月額の合計額の2分の1に相当する額とを合算した額を改正後の規則第3条第1項の特地勤務手当基礎額として改正前の規則の規定により算定した額（その額が施行日の前日に受けていたその者の給料の月額に算出率を乗じて得た額及び扶養手当の月額の合計額に100分の25を乗じて得た額を超えるときは、当該額）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。